

介護サービスの提供等により事故が発生した場合の  
保険者等への報告に関する取扱基準

(福知山市福祉保健部高齢者福祉課)

福知山市内の介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者(以下「事業者」という。)が介護サービスを提供する際に、利用者に死亡・怪我等の事故が発生した場合の保険者等への連絡(報告)については、法令等で詳細な基準が示されていないため、本基準において必要な事項を定めるものとし、各事業者からの保険者等への報告は、この取扱基準によるものとする。

1 報告すべき事故の範囲

(1) 利用者の死亡

(2) 利用者の怪我等

怪我等とは、介護サービスの提供(送迎、通院等を含む)等により発生した骨折、火傷、創傷、誤嚥、異食、誤与薬等のうち、入院又は医療機関での治療を要するものをいう。

(3) 利用者の保有する財物の損壊、滅失

(4) 職員(従事者)の法令違反・不祥事等が発生したとき利用者の処遇に影響を及ぼすもの

(例:預り金の横領、個人情報流出、送迎時の交通違反に伴う事故、事故等の虚偽報告等)

(5) 利用者の感染症又は食中毒

感染症については、1類～4類感染症(例:結核、腸管出血性大腸菌感染症(O157)、レジオネラ症、SARS等)が発生した場合は、発症者数が1名であっても報告を行うものとする。

5類感染症、指定感染症(例:新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ)又は食中毒が発生した場合は、次の場合に報告を行うものとする。

ア 死亡者又は重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症又は食中毒による患者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

(6) その他、管理者が報告を必要と判断したもの

2 報告事項

事故報告の様式は、国の標準様式(令和3年3月19日厚生労働省老健局通知)

に準じ福知山市が規定する様式事故報告書（事故）を使用することとし、感染症及び食中毒に係る報告は様式事故報告書（感染症等）によること。ただし、各事業者において本市様式に記載の項目が網羅されている様式を作成している場合は、当該様式の使用を可能とする。

### 3 報告方法

- (1) 報告の期限は、事故の発生を知った日から5日以内に報告すること。ただし、1回の報告により完結しない場合は、以下のとおりとする。
  - ア 第一報として、事故の発生を知った日から5日以内に記入可能な項目について別紙様式により報告する。
  - イ 第一報で報告できなかった項目について、報告が可能となったときには、第二報以降により経過を報告する。
  - ウ 事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で最終報告を行う。
- (2) 緊急性が高いものについては、福知山市に対し速やかに電話により報告するとともに、その後に事故報告書を提出すること。
- (3) 感染症又は食中毒が発生したときは、原則として、発生時及び終息時（保健所から終息したと認められたとき）の2回、報告を行い、必要に応じて途中経過を報告すること。また、関連法に届出義務が定められている場合は、これに従うこと。
- (4) 報告書の提出については、原則、持参、郵送によるものとする。ただし、負担軽減の観点から事前に福知山市高齢者福祉課に電話連絡をしたうえで、添付文書にパスワードを設定してメール送信するなど個人情報の保護対策を取っている場合は、メールでの提出も可能とする。

### 4 報告先

- (1) 利用者が福知山市の被保険者である場合、福知山市高齢者福祉課へ報告すること。
- (2) 利用者が福知山市以外の被保険者である場合は、当該保険者及び福知山市高齢者福祉課へ報告すること。
- (3) 事業者が京都府指定事業者である場合には、(1)又は(2)に加え、当該事業所を所管する保健所にも報告すること。
- (4) 感染症又は食中毒が発生した場合は、福知山市高齢者福祉課及び当該事業所を所管する保健所へ報告すること。

### 5 利用者等への説明

- (1) 各事業者は、事故発生後、利用者等に次の内容を説明するものとする。
  - ア 本基準に基づき、事故の発生を保険者等に報告すること。

イ 福知山市に対して、報告された事故について情報開示請求がなされた際に、個人情報以外の内容が開示される場合があること。

- (2) 各事業者は、保険者、利用者等及び事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者等からの求めに応じ、事故報告の控え等の開示、交付を行うこと。

## 6 福知山市の対応

- (1) 福知山市は、事業者より報告を受けた後、事故等に係る状況を把握するとともに、必要に応じ事業者に対して調査・指導・助言や利用者等に対する事実確認を行う。
- (2) 事業者について指定基準違反の疑いがある場合は、京都府へ連絡し連携を図る。
- (3) また、必要に応じて、他市町村及び京都府国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

## 附則

この基準は、令和4年4月1日から実施する。